

津山市住宅用太陽光発電システム設置補助金について

（趣旨）

- 1 市長は、住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）の設置を促進することにより、新エネルギーの普及及び環境に関する市民の意識の向上を図り、もって地球温暖化対策を推進するため、システムを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和４２年津山市規則第１３号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、下記で定めるところによる。

（補助対象者）

- 2 この要綱による補助の対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定める要件の全てに該当する者とする。
 - (1) 補助金を受けようとする年度において、津山市内に存する住宅（店舗等との併用住宅を含む。以下同じ。）に居住する者又は居住する予定の者であって、当該住宅にシステムを設置する者又はシステムが設置された建売住宅を購入する者（住宅の所有者に補助対象者以外の所有者がある場合は、システムの設置について当該所有者全員の承諾を受けている者に限る。）
 - (2) 電力会社と電気の需給契約を締結している者又は締結する予定の者
 - (3) 市（区）町村税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）を滞納していない者
 - (4) 国が定める国内排出削減量認証制度に基づき二酸化炭素排出削減事業の承認を受けた津山環境倶楽部に入会する者
- 2 - 2 同一の補助対象者に対する補助金の交付は、１回限りとする。

（補助対象システム）

- 3 補助金の対象となるシステムは、次の各号に定める要件の全てに該当するシステムとする。
 - (1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号。以下「法」という。）第６条第２項の規定による認定を受けていること。
 - (2) １０キロワット未満であること。
 - (3) 低圧配電線と逆潮流有りで連携していること。
 - (4) 電力会社と余剰電力の受給契約が結ばれていること。
 - (5) 未使用のものであること。

（補助金の額）

- 4 補助金の額は、設置するシステムにおける太陽電池の最大出力の合計値（キロワットを単位とし、小数点以下第２位まで算定する。この場合において、小数点以下第２位未

満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に1万5千円を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、上限を6万円とする。

(事前登録)

- 5 補助金の交付を受けようとする者は、システム設置工事の着手前(システムが設置された建売住宅を購入する場合にあっては、当該建売住宅の引渡し前)に、市長が別に定める様式による申出書(以下「申出書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法第6条第2項の規定による認定を証する書面の写し
- (2) システムを設置する住宅の所在地がわかる図面
- (3) システムの設置工事着手前の状況を示すカラー写真(システムが設置された建売住宅を購入する場合を除く。)
- (4) 市税等の滞納がないことを証する書面
- (5) 市内に居住することを誓約する書面(申出書を提出する時点において市内に居住している者を除く。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 5-2 市長は、申出書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、当該申出書の提出をした者を事前登録者名簿に登録するとともに、その者に対し通知するものとする。

(変更等の承認)

- 6 前条第2項の規定による通知を受けた者(以下「補助事業事前登録者」という。)は、同項の規定による事前登録を受けた内容を変更しようとするとき又は住宅へのシステム設置若しくはシステムが設置された建売住宅の購入を中止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(電力需給の開始)

- 7 住宅へのシステムの設置工事が完了し、又はシステムが設置された建売住宅の引渡しを受けた補助事業事前登録者は、次の各号に掲げるシステムの区分に応じて、それぞれ当該各号に定める日までに電力会社とシステムの電力需給を開始しなければならない。

- (1) 住宅の新築に伴って設置したシステム 通知(第5条第2項の規定による通知をいう。以下この条において同じ。)の日から起算して7月を経過する日又は3月1日のいずれか早い日
- (2) 既存の住宅に設置したシステム 通知の日から起算して4月を経過する日又は3月1日のいずれか早い日
- (3) 建売住宅に設置されたシステム 通知の日から起算して4月を経過する日又は3月1日のいずれか早い日

(交付申請及び完了報告)

- 8 補助事業事前登録者は、前条の規定による電力需給を開始したときは、当該電力需給を開始した日(以下「電力需給開始日」という。)の属する年度の3月10日までに、市長が別に定める様式による補助金交付申請書(兼報告書)(以下「交付申請書」とい

う。)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 太陽電池モジュールの最大出力の値を証する書面
- (2) 電力会社との電力受給契約書又は当該契約の内容を証する書類の写し
- (3) システム設置後の建物全体及び太陽電池モジュールの設置枚数が確認できるカラー写真)
- (4) 電力需給開始日以後に交付を受けた住民票の写し
- (5) 津山環境倶楽部入会申込書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

8 - 2 市長は、補助事業事前登録者が前項に規定する期限内に交付申請書を提出しなかったときは、当該補助事業事前登録者を事前登録者名簿から抹消するものとする。ただし、あらかじめ期限内に提出できない旨の理由書の提出があったときは、この限りでない。

(交付決定等)

9 市長は、交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否及びその額を決定し、当該決定の内容を申請者に通知するものとする。

(支払)

10 市長は、前条の規定により交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)から補助金の交付の請求を受けたときは、補助金を支払うものとする。

(決定の取消し)

11 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

12 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

13 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。